【いじめ問題対策フロー】

令和２年４月７日改訂

生徒の気になる情報（学校，家庭，地域からの情報など）

いじめ情報の収集

情報を得た学校関係者

学級担任・部活動顧問・養護教諭等

ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ等からの情報

「いじめアンケート」

「セルフチェックシート」

学級担任
副担任 → 各学年主任
各学科長 → 生徒指導部
（生徒指導部長） → 教頭 → 校長

第１段階，第２段階，県教委報告の事案かを判断する。

当該学年・科・生徒指導部・教頭・校長

委員会組織

第１段階

（校内いじめ問題対策委員会）

＜構成員＞

校長，教頭，主幹教諭，生徒指導部長，当該学年主任・学級担任・学科長，養護教諭，教育相談担当教諭等

＜役割＞

・年間計画の作成，実行，検証，修正
・情報収集と記録，情報共有
・相談窓口，通報窓口

＜調査部会＞

・実態把握，事実関係の聴取
・問題の明確化
・指導や支援体制の方針の決定
・役割分担の決定

「重大である」と判断

第２段階

（いじめ問題対策委員会）

＜構成員＞

校内いじめ問題対策委員並びにスクールカウンセラー，PTA 代表，白石警察署員等

「重大である」と判断

校内委員会にて「重大ではない」と判断

生徒指導部会
学年合同部会

職員会議

指示・伝達等

経過観察を含む
個別の
指導
（特別指導を含む）

＜地域・関係機関・専門知識・経験を有する者＞

・PTA
・白石警察署（生活安全課）
・中央児童相談所
・学校評議員
・総合教育ｾﾝﾀｰ
・必要に応じて県教委へ相談する

連携

継続的な指導・支援

＜関係者への対応＞

・いじめを受けた生徒への対応
・いじめている生徒への対応
・観衆，傍観者への対応
・事案に関わっている保護者への対応
・PTA，地域への対応

・迅速な指導，支援

・定期的な報告，連絡，相談
・通報及び重大事態発生の報告
・重大事態の調査結果の報告

県教育委員会